

天白区写真パネル貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、天白区写真パネル（以下「パネル」という。）の無償での貸出に関し、必要な事項を定めるものとする。

(保管)

第2条 パネルは名古屋市天白区役所企画経理室（以下「企画経理室」という。）で保管・管理し、企画経理室長（以下、「室長」という。）が貸し出すことができる。

(貸出先)

第3条 パネルの貸出先は、名古屋市の局室区公所並びに福社会館、児童館及び名古屋市内の学区連絡協議会、女性会、町内会・自治会、民生委員児童委員協議会、子ども会、老人クラブ、保健委員会その他営利を目的としない団体とする。

2 前項にかかわらず、室長は営利を目的とする団体からの申込に対しても、使用する用途が公序良俗に反しないと認める場合は貸出することができる。

(貸出申込)

第4条 パネルの貸出申込は、天白区写真パネル貸出申込書（別紙様式）に必要事項を記入の上、FAX、メール、郵送又は持参の方法で室長に提出することにより行うこととする。

2 パネルの貸出申込は、原則として貸出希望日の1週間前までに行うこととする。

3 パネルの貸出は、原則として申込順で行うものとする。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、2週間以内とする。ただし、室長が必要と認めたときはこの限りでない。

2 室長は、第7条各号（第2号を除く。）に反する事実を認めた場合、その他必要がある場合は、貸出期間中であっても返却を求めることができる。

(貸出・返却の方法)

第6条 パネルの貸出及び返却は、企画経理室事務室にて行うものとする。

2 返却の際は、企画経理室職員の確認を受けるものとする。

(使用上の遵守事項)

第7条 パネルの借受人は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) パネルにガムテープや両面テープなど痕跡の残る部材を使用しないこと。
- (2) 受取予定日時及び返却予定日時を遵守すること。
- (3) 申込書に記載した目的以外の用途に使用しないこと。
- (4) 屋外で使用しないこと。
- (5) 許可なくパネルを複写しないこと。
- (6) パネルを第三者に譲渡、転貸しないこと。

(事故時等の処置)

第8条 パネルの借受期間中にパネルの保管又は使用に際し、第三者に損害を与えた場合は、借受人の責任において適切に対応を行うものとする。

(パネルの毀損・滅失)

第9条 パネルの返却までに借受人の責めに帰すべき事由により、パネルを毀損又は滅失させた場合は、借受人は、原状に復し、又は原状に復するのに室長が必要と認める費用を納付しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱の運用に関する必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月2日から施行する。